

令和6年度第2回春日井市廃棄物減量等推進審議会 議事録

1 開催日時 令和7年2月13日(木) 午前10時から午前11時50分まで

2 開催場所 市役所10階 1004・1005会議室

3 出席者

【会長】学識経験者 武田 誠 (中部大学教授)

【副会長】市 民 時田 加代子 (春日井市婦人会協議会)

【委員】学識経験者 波岡 知昭 (中部大学教授)

行本 正雄 (中部大学名誉教授)

市 民 石原 美恵子 (かすがい女性連盟)

柴田 多恵子 (春日井国際交流会・K I F)

中藤 幸子 (市政功労者)

二宮 久夫 (かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議)

事業者 片粕 美砂 (イオンリテール株式会社)

宮川 賢生 (三和清掃株式会社)

山田 眞平 (春日井商工会議所)

【欠席】市 民 小澤 正邦 (公募委員)

【事務局】環境部長 上田 敦

ごみ減量推進課長 山田 仁

清掃事業所長 入谷 耕介

クリーンセンター所長 丹羽 敏治

ごみ減量推進課

課長補佐 大野 洋祐

ごみ減量担当主査 欄 穂高

ごみ減量担当主事 豊田 悠斗

4 議題

(1) プラスチック資源の分別収集及び再商品化の検討状況について

(2) 家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の見直しについて

(3) 民間事業者との連携によるリユースの推進について

(4) 電池類の収集方法の変更について

(5) 市公式LINEによる資源物の持去り行為の通報について

(6) 資源・ごみ出しカレンダーについて

(7) 令和7年度下半期のごみ処理体制について

5 傍聴者 無し

6 会議資料 別添のとおり

7 議事内容

(1) 開会

【武田会長】 会議を始めるに当たり、事務局から情報公開について説明をお願いします。

【事務局大野】 この会議は、情報公開条例の対象であり、会議は原則公開です。
議事録については、事務局で要点筆記により作成し、各委員に確認のうえ、最終的に会長、副会長に確認いただきます。

【武田会長】 ただ今、事務局から情報公開の説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(委員より異議なし)

【武田会長】 それでは、当審議会の会議は原則公開とし、議事録は、要点筆記で取りまとめたものを最終的に私と副会長で確認します。

なお、本日の傍聴者は、いません。

それでは、次第に従いまして議事を進めます。

本日の出席委員は 11 名であることから、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第 5 条第 2 項に規定される「委員の半数以上出席」の要件を満たし、本日の会議は有効であることを申し添えます。

(2) 議題 1 プラスチック資源の分別収集及び再商品化の検討状況について

【武田会長】 それでは、議題 1「プラスチック資源の分別収集及び再商品化の検討状況について」事務局から説明をお願いします。

【事務局欄】 資料 1 に基づき「プラスチック資源の分別収集及び再商品化の検討状況について」を説明。

【武田会長】 事務局から議題 1 の内容について説明がありましたが、質問はありますか。

【石原委員】 7 点お伺いします。

(1) 資料 1 の 1 ページの番号 2 に費用負担が約 5 千万円増とありま

すが、令和4年度の説明における1億5千万円増の予測と大きく乖離しているのはなぜですか。

(2) 資料1の4ページの番号10に記載のある特別交付税措置について、より詳しくご説明ください。

(3) 資料1の2ページの番号5に収集車両が1台増とありますが、費用負担の増額はこれが大きな要因でしょうか。また、1台増とした根拠を教えてください。

(4) 名古屋市内にプラスチックのケミカルリサイクルを行っている事業者がありますが、容リ協を通じて処理を委託する場合、その事業者へ搬入する可能性はありますか。

(5) 資料1の4ページの番号10に、プラ製品の再商品化費用は100%市町村の負担とありますが、それについてより詳しくご説明ください。

(6) 資料1の4ページの番号12にプラ資源の一括収集は令和12年1月から開始とありますが、交付金の交付要件である令和11年度中という期限の直前になることについて、どう考えていますか。

(7) プラの一括収集に向けてプラ全体の排出量を削減できれば費用負担を抑えられると考えますが、そのための方策は何か考えていますか。

【事務局欄】

(1) 費用負担について、令和4年度の試算額は、その時点においてプラの一括収集を実施している近隣の自治体がなく、環境省が実施した実証実験に基づき算出しました。今回の資料では、プラの一括収集を実施している県下の近隣市町村の状況を基に改めて試算した結果を記載しています。金額が大幅に変わった要因は、製品プラスチックの予想排出量が、令和4年度の見込みより大きく減少したためです。

(2) 特別交付税措置について、自治体が製品プラの再商品化を実施するにあたって、国が財政的に補助をするものです。措置率は収集や処理にかかる費用の2分の1とされていますが、特別交付税全体で按分などされるため、実際に自治体へ支払われる具体的な金額は不明です。

(3) 収集車両の増車について、収集車両を1台増車し、それに伴う作業員を2名増員した場合、約800万円の増加と試算しておりますので、収集車両の1台増加が費用負担増の大きな要因ではありません。1台増車とした根拠は、予想排出量の増加割合や収集運搬業務を委託している業者への聞き取りを基に検討した結果、暫定的に1台増車としました。

(4) ケミカルリサイクルを実施している事業者について、容リ協を通じて処理を委託する場合、搬入先の事業者は容リ協による入札で決定されるので、入札の結果次第では当該事業者へ搬入する可能性はあります。

(5) 再商品化費用について、現在プラスチック製容器包装を再商品化する場合、それにかかる費用は特定事業者が99%、排出市町村が1%の負担と定められています。しかし、製品プラスチックを再商品化する場合には特定事業者の負担分が定められておらず、排出市町村が100%負担することとなるため、費用負担が大きいという内容です。

(6) プラ一括収集の開始時期について、市民への周知や多額の費用負担が発生することを考慮して令和12年1月からという時期を提案していますが、今後も引き続き開始時期について検討し、最適な時期に実施できるよう進めたいと考えています。

(7) プラの削減について、市民の皆様へ分別等の周知を進めていく場合、資源であるプラは増加傾向に進むと考えられます。その一方で、プラの収集量を削減するためには、4Rを推進し、ごみや資源の排出量全体を削減することが望ましいと考えます。

【中藤委員】 資料1の4ページの番号10の今後のスケジュールについて、令和9年度からのスケジュールが記載されていますが、令和7年度、令和8年度は何をする予定なのか教えてください。

【事務局欄】 現状では製品プラも含めた処理委託先が明確に決まっていないため、市にとって最適な処理ルートを確立できるよう、引き続き情報収集や精査を行います。また、プラの資源循環を促進するため、引き続き民間企業と連携した出前講座やイベントにおける啓発を実施

します。

【事務局山田】 今後のスケジュールについて補足ですが、分別方法の変更は市民の日常生活に大きな影響を与えるものと認識しています。令和7年度、令和8年度は、その影響を可能な限り最小限に留められるよう、最適な方法を模索する期間として考えています。

(3) 議題2 家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の見直しについて

【武田会長】 それでは、議題2「家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

【事務局欄】 資料2に基づき「家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の見直しについて」を説明。

【武田会長】 事務局から議題2の内容について説明がありましたが、質問はありますか。

【時田委員】 従前の補助金申請は手続きが煩雑だったように思いますが、変更後は申請等が簡便になり良いと思います。また、補助金額が減額されることは残念ではありますが、より多くの方に補助制度を利用していただくためという理由であれば致し方ないと思います。

補助金の申請件数について、昨年度の実績を教えてください。

【事務局欄】 参考までに、過去3年間の実績を申し上げます。

令和4年度は総件数87件で、電動式が51件、非電動式が36件、補助金額は約97万円です。

令和5年度は総件数104件で、電動式が64件、非電動式が40件、補助金額は約121万円です。

令和6年度は2月4日時点の総件数120件で、電動式が78件、非電動式が42件、補助金額は約166万円です。

【中藤委員】 補助制度をより多くの方に利用してもらうためには、若年層への啓発強化が効果的だと思います。

【石原委員】 インターネット購入も補助対象になるのは良いと思います。こういった大幅な変更をする機会に広く啓発を実施し、多くの方に知ってもらえると、より効果的だと思います。

(4) 議題3 民間事業者との連携によるリユースの推進について

【武田会長】 それでは、議題3「民間事業者との連携によるリユースの推進に

ついて」事務局から説明をお願いします。

【事務局欄】 資料3に基づき「民間事業者との連携によるリユースの推進について」を説明。

【武田会長】 事務局から議題3の内容について説明がありましたが、質問はありますか。

【時田委員】 現在エコメッセ春日井で実施している家具や自転車の再利用販売は、継続して実施されますか。

【事務局丹羽】 家具の再利用販売は来年度から廃止しますが、自転車の再利用販売については継続する予定です。

現状、家具の再利用販売は利用者数がとても少なく、修理して販売してもほとんど買い手が付かずに、結局は廃棄処分してしまう状況です。しかし、自転車の再利用販売はかなり人気が高く、毎回抽選になる程です。この現状を考慮し、市民のニーズに合わせて事業内容を変更します。

【武田会長】 家具は買い手が付かないとのことですが、市の施設などで再利用することも難しいですか。

【事務局丹羽】 現在は、市の施設から発生する備品についても市の施設内で再利用できずに廃棄処分している状況なので、市の施設で再利用することは難しいと思われます。

(5) 議題4 電池類の収集方法の変更について

【武田会長】 それでは、議題4「電池類の収集方法の変更について」事務局から説明をお願いします。

【事務局欄】 資料4に基づき「電池類の収集方法の変更について」を説明。

【武田会長】 事務局から議題4の内容について説明がありましたが、質問はありますか。

【中藤委員】 使用済み乾電池の排出について、回収箱がある施設に行けばいつでも出せる現在の環境から、月に1度しか出せなくなる環境の変化は、高齢者に受け入れられないように思います。

郵便局などの回収箱を廃止する理由を教えてください。

【事務局欄】 電池類の排出方法の見直しと並行して収集業務の効率化も検討した結果、変更後はご自宅のお近くのごみステーションにおける排出

機会が増加するため、郵便局などでの回収を廃止することとしました。

【武田会長】 一旦は郵便局などでの収集を継続し、十分な周知期間を設けた上でゆるやかに移行するという事は難しいですか。

【事務局欄】 切り替え時期は、毎年 12 月に発行する資源・ごみ出しカレンダーに合わせて令和 8 年 1 月からとしています。市民生活への影響を最小限に留められるよう、周知は令和 7 年 9 月頃から期間に余裕をもって実施していきたいと考えています。

【中藤委員】 電池類の収集方法の変更は事業費を考慮してこういった内容になっているものと思いますが、高齢化社会の世の中で、従前のような細やかなサービスが廃止されるのは残念です。

また、最近別の部署で高齢者向けアプリのサービスが開始されましたが、そういったものに事業費を使うより、細やかなサービスを継続することに事業費を使っていた方がいいと思います。

【事務局山田】 今回の変更は、近隣市町村において運用されている収集方法に合わせたものです。当面はこの内容で運用しますが、今後も引き続き市民の皆様の意見を取り入れながら、最適な方法を模索したいと考えています。

(6) 議題 5 市公式LINEによる資源物の持去り行為の通報について

【武田会長】 それでは、議題 5 「市公式LINEによる資源物の持去り行為の通報について」事務局から説明をお願いします。

【事務局欄】 資料 5 に基づき「市公式LINEによる資源物の持去り行為の通報について」を説明。

【武田会長】 事務局から議題 5 の内容について説明がありましたが、質問はありますか。

【時田委員】 市内で持去りが多い地域を教えてください。

【事務局欄】 通報件数は、上条町周辺などが多いです。しかし、監視活動を実施していると、通報があまりない地域でも多くの持去りが発生しているように見受けられるため、持去り行為に地域的な偏りはなく、市内全域で発生しているものと思われます。

【石原委員】 持去り行為者を発見した場合、逮捕することは難しいですか。

また、持去り行為者に対して、今後どのように対応する予定なのか教えてください。

【事務局欄】 持去り行為は市の条例で定めている禁止行為のため、初回から警察が逮捕することはできず、指導や警告を経て告発に至ります。

今後の対応ですが、令和6年7月から現在の監視方法に変更したことで、持去り行為者に直接指導や警告ができていますので、当面は現状の監視方法を継続します。

(7) 議題6 資源・ごみ出しカレンダーについて

【武田会長】 それでは、議題6「資源・ごみ出しカレンダーについて」事務局から説明をお願いします。

【事務局欄】 資料6に基づき「資源・ごみ出しカレンダーについて」を説明。

【武田会長】 事務局から議題6の内容について説明がありましたが、質問はありますか。

【中藤委員】 変更後のカレンダーは従前のものより文字が小さく、高齢者にとっては見にくいと思います。また、分別検索などがQRコードで表示されていますが、高齢者の中にはスマートフォンを利用していない方もおり、不便になったように感じます。

従前のカレンダーの方が使いやすい方も多くいると思いますが、元に戻すことは検討していただけますか。

【事務局欄】 カレンダーを作成する中で、文字が小さくなることで視認性が低下することも懸案しましたが、他自治体のカレンダーも参考にしながら、現在配布しているカレンダー程度の大きさが確保できれば許容範囲と考え変更しました。

【事務局山田】 今後も引き続き、市民の皆様や福祉等の関係部局からの意見をいただきながら、市民の皆様が使いやすいカレンダーになるよう努めます。

(8) 議題7 令和7年度下半期のごみ処理体制について

【武田会長】 それでは、議題7「令和7年度下半期のごみ処理体制について」事務局から説明をお願いします。

【事務局丹羽】 資料7に基づき「令和7年度下半期のごみ処理体制について」を説明。

【武田会長】 事務局から議題 7 の内容について説明がありましたが、質問はありますか。

【時田委員】 近隣市等や民間の処理施設で処理する場合、処理費用が大きく増えてしまうのではないのでしょうか。

【事務局丹羽】 近隣市等や民間の処理施設へ搬出する場合の処理費用は、クリーンセンターで処理するよりも高額になります。

しかし、工事に伴い施設を稼働させない期間が生じるため、その期間分の稼働費が削減され、処理費の増額は大きな負担になりません。

【武田会長】 遠方市等へ搬出する場合、収集に掛かる時間が大幅に増えると思いますが、収集作業に影響はありませんか。

【事務局丹羽】 距離が近い施設から優先的に搬出するため、遠方市へ搬出する機会は少ないと考えています。

また、遠方市等へ搬出する場合、収集したごみは一度クリーンセンターで受け入れた後に別の委託業者によって運搬するため、ごみステーションからの収集に大きな影響はないものと考えています。

【事務局山田】 補足ですが、一部地域のごみステーションに排出される燃やせるごみは、クリーンセンターを経由せず、直接近隣市等の処理施設へ搬出します。収集車両は 1 日に数回往復しながらの作業となるため、交通事情等の影響により、一部地域のごみステーション収集が通常よりも遅れる場合がありますが、可能な限り市民の皆様への影響を最小限に留められるよう努めます。

【行本委員】 説明の中で多治見市の施設へ搬入するとありましたが、県域を越えて搬入することは法律上良いのでしょうか。

また、一度クリーンセンターで受け入れた後に別の委託業者が運搬するのは、遠方市へ搬入する場合のみでしょうか。

【事務局丹羽】 一般廃棄物の場合、搬入先の市町村と協議を行い、承認を受ければ、県域や市域を超えて搬入することができます。

クリーンセンターで積み替えて運搬するのは遠方市等のみで、具体的には一宮市やあま市の処理施設へ搬入する場合です。

(9) その他

- 【武田会長】 その他の質問はありますか。
- 【石原委員】 一般廃棄物処理基本計画の 55 ページに、ごみステーションの適正管理に関する施策が記載されていますが、検討や調査は進んでいるのか教えてください。
- 【事務局入谷】 現状では、具体的な検討や調査は実施していませんが、今後計画期間中に方向性を示せるよう、検討や調査を進めます。
- 【石原委員】 前回の会議でも話題に上がりましたが、看板の劣化を市が把握しておらず、町内会が交換するにも手間がかかることなども問題だと思いますので、改善策を検討していただけると良いと思います。
- また、ごみステーションを管理する上で、町内会の負担が大きいように感じます。ごみステーションの設置場所など全て町内会に任せるのではなく、市からのアドバイスなどもいただけると良いと思います。
- 【事務局入谷】 看板につきましては、前回の会議の後すぐにホームページへ看板のデータを掲載し、利用していただけるよう改善しました。
- ごみステーションの設置場所などの問題につきまして、町内会の皆様には多大なご負担をお掛けしていることと思います。様々な問題があるかと思いますが、清掃事業所へご相談いただければ、可能な範囲で支援させていただきます。
- 【武田会長】 資料 5 に記載のある市公式 L I N E は、通常どのように活用されていますか。
- 【事務局欄】 市公式 L I N E はセグメント配信形式で、利用者が受信したい分野を選択し、情報をお届けしています。
- その他にも、自動応答による質問機能やごみの収集日の通知機能などがあり、それらに加えて資源持去りを通報できる機能を追加したものです。
- 【武田会長】 ありがとうございます。
- それでは、皆さまからいただきましたご意見等を踏まえまして、今後、事業を進めていただきますようお願いいたします。
- 議題は以上ですが、事務局から何かありますか。
- 【事務局山田】 事務局から今後のスケジュールについてご連絡いたします。

本日の会議をもちまして、当審議会は今年度最後の予定となります。委員の皆様には、約２年間にわたりお忙しい中ご審議いただき、誠にありがとうございました。

来年度の審議会については、委員の改選を経て、４月から計４回、会議を開催する予定です。内容は、クリーンセンターにおけるごみの受入ルールの変更について、を予定しています。なお、来年度の第１回目の審議会の日程は、４月２２日火曜日の午後２時からを予定しています。詳細は別途文書にて案内します。

また、委員の改選につきましては、個別に連絡をさせていただいておりますので、引き続き皆様のご協力をお願いします。

なお、附属機関に関する市の指針の中で、委員の任期は原則、「一つの附属機関において通算して１０年を超えないこと」という規定があります。行本委員と二宮委員におかれましては、今年度末で通算１０年となりますので、大変残念ですが、再任できません。１０年以上の長い期間にわたり、委員を務めたことに改めて深く感謝申し上げます。

また、本日はご欠席されておりますが、公募で参加してくださいました小澤委員におかれましても、同じく指針の中で「公募委員については、再任しないこと」という規定がございますので、今回で終了となります。

最後に、行本委員と二宮委員にご挨拶をいただければと存じますが、いかがでしょうか。

事務局からは以上です。

【行本委員】 退任のあいさつ。

【二宮委員】 退任のあいさつ。

(10) 閉会

【武田会長】 ありがとうございました。事務局から今後のスケジュールと委員の改選について連絡がありました。

行本委員、小澤委員、二宮委員が今年度で最後ということで、私からも感謝を申し上げます。

以上をもちまして、本日の全ての議題を終了します。

各委員の皆様には、大変お忙しい中長時間にわたり審議をいただきありがとうございました。

上記のとおり、令和6年度第2回春日井市廃棄物減量等推進審議会の議事経過及びその結果を明らかにするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

令和7年4月7日

会 長 武 田 誠

副会長 時 田 加 代 子